

建設工事の入札参加者の皆様へ

配置予定技術者に係る入札参加資格要件の確認について

専任配置を求める工事の条件付き一般競争入札において、配置予定技術者が他工事に配置されている場合の入札参加資格要件の確認については、次のとおり取り扱いとなります。

【取扱い】

次のケースに該当する場合は、配置予定技術者を入札に係る工事（以下（当該工事」という。）に配置ができるものと判断する。

- ケース : 他工事の契約工期が基準日の前日までに終了する場合（ 1 ）
ケース : 他工事の契約工期が基準日以後に終了する場合であっても、完成検査の結果通知日が基準日の前日以前となる場合（ 2 ）

「基準日」・・・落札決定通知予定日の5日後

【留意事項】

（ 1 ）

他工事の完成検査が当該工事の基準日後に行われる場合には、他工事の完成検査終了後までは、当該工事の現場施工には着手できないので、工程の設定に注意してください。

また、この場合の現場施工着手にあたっては、発注公所の指示に従い、他工事の検査結果通知書の写しを提出するとともに、現場施工着手日を文書で報告してください。

なお、「現場施工着手日」は、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日となります。

（ 2 ）

この場合、発注公所の指示に従い他工事の完成検査の結果通知の写しを提出してください。

また、他工事の完成検査の結果通知日が落札決定通知予定日以後になる場合は、他工事の契約事項に定める完成検査期限をもって完成検査の結果通知予定日として扱いますので、発注公所の指示に従い、他工事の「工事完成届」及び「契約事項」等の関係書類の写しを提出してください。

他工事が県発注工事である場合は、工事完成届日の14日後を完成検査の結果通知予定日として扱います。（契約事項第31条第2項）

【参考】

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用について（平成19年3月29日建管-2422）関係部分抜粋

第12条関係

- 1（2）配置予定技術者については、落札決定通知予定日の5日後を基準として、当該期日から当該技術者を配置できるか否かにより判断する。

